

要望書

～ ヴィクティム・ファーストの視点より ～

刑法改正について私たちが望むこと

私たちは、性暴力被害者が生きやすい社会の実現を目指して、性被害の実態に即した刑法性犯罪改正に取り組んでいます。今回の刑法性犯罪改正が、司法の正義を実現し、性暴力被害者を救う改正となるよう下記を要望致します。

1、 不同意性交等罪の創設

1) 「Yes means Yes」型の不同意性交等罪の創設

自発的に参加していない者に対し、性的接触、性的強要、性的挿入等の性的行為をした者を処罰する規定を設けてください。

2) 罪となる性行為についてその例示(※)を列挙し、さらに「その他意に反する性的行為」も加えた規定にしてください

※威力、威迫、不意打ち、欺もう・偽計、驚愕、監禁、人の無意識、睡眠、催眠、酩酊、薬物の影響、疾患、障害、洗脳、畏怖、恐怖、驚愕、困惑など

2、 性交同意年齢の引き上げ

1) 16歳未満に引き上げてください。

2) 成人から16歳未満への性的行為への規定をつくってください。

3、 地位関係性に関する規定の創設

1) 若年や障害児者への規定に加えて、「優越的な地位を利用した」との受け皿規定をつくって下さい。

4、 公訴時効の見直し

1) 公訴時効の撤廃

2) 性被害の時効を30歳まで停止して、その後20年間起訴可能にしてください。

5、法制審議会の委員に被害当事者、被害者支援団体の代表者、被害者臨床、加害者治療教育の専門家、性暴力の実態を理解する刑法学者などの各分野の専門家を半数以上入れてください。